

別表六の二(十七)

18欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六の二(十七) 平二五・四・一以後終了連結事業年度分

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		連 事 年	結 業 年	・ ・	法人名 ( )		
各連結法人における計算	雇用者給与等支給額	1	円	各 連 結 法 人 の 合 計 額 等 の 計 算	比較雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(4)の合計)	10	円
	基準雇用者給与等支給額 (2)	2			平均給与等支給額 (31の①)	11	
	差 引 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	3			比較平均給与等支給額 (31の②)	12	
	比較雇用者給与等支給額 (26)	4			税額控除限度額 (8) × $\frac{10}{100}$ (6 < 10の場合又は11 < 12の場合は0)	13	
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (18) × $\frac{(3)}{\text{各連結法人の(3)の合計}}$	5			調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	14	
各連結法人の合計額等の計算	雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	6		各 連 結 法 人 の 合 計 額 等 の 計 算	当期税額基準額 (14) × $\frac{10 \text{又は} 20}{100}$	15	
	基準雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(2)の合計)	7			当期税額控除可能額 (13)と(15)のうち少ない金額)	16	
	雇用者給与等支給増加額 (6)-(7) (マイナスの場合は0)	8			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「24の②」)	17	
	雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(8)}{(7)}$	9			<b>法人税額の特別控除額 (16)-(17)</b>	18	

基準雇用者給与等支給額の計算

基準連結事業年度又は基準事業年度等	国内雇用者に対する給与等の支給額	$\frac{\text{適用年度の月数}}{(19) \text{の基準連結事業年度又は基準事業年度等の月数}}$	基準雇用者給与等支給額 (20) × (21)
18欄		21	22
雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の15の5第1項」 ②区分番号に、「10433」 ③適用額欄に、当該別表六の二(十七)18欄の金額(円単位)を記載してください。			
年度の月数	比較雇用者給与等支給額 (24) × (25)		
連 結 事 業 年 度 の 月 数	25	26	

平	・	・	円	—	円
平	・	・			

平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算

	平均給与等支給額の計算		比較平均給与等支給額の計算	
	適用年度		前連結事業年度又は前事業年度	
	①		②	
各連結法人における計算	国内雇用者に対する給与等の支給額	27	(1) 円	(24) 円
	同上のうち日々雇い入れられる者に係る金額	28		
	差 引 (27)-(28)	29		
	月別支給対象者の合計数	30	人	人
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 各連結法人の(29)の合計 各連結法人の(30)の合計		31	円	円